

Security Transparency Consortium Members Rules

セキュリティ・トランスペアレンシー・
コンソーシアム

会員規程

文書番号：STC-全規-00001-001

2023年 9月 21日

Ver1.0

Security Transparency Consortium

改版履歴

日付	版数	履歴
2023/09/21	1.0	初版発行

**セキュリティ・トランスペアレンシー・コンソーシアム
会員規程**

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は「セキュリティ・トランスペアレンシー・コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）」における会員に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 自らの議決権の過半数を保有している会社のことを親会社という。

2 自らが議決権の過半数を保有している会社のことを子会社という。

3 親会社と子会社を合わせて、関係会社という。

第2章 会員

(会員)

第3条 会員は、コンソーシアムの目的及び活動に賛同する法人、企業、団体またはコンソーシアムの会長がその活動に寄与すると認めた有識者等を会員とする。

2 会員の種別は、次のとおりとする。

(i) 法人会員 コンソーシアムの目的に賛同する法人、企業、団体の会員

(ii) 個人会員 コンソーシアムの運営委員会がその活動に寄与すると認めた有識者等の会員

(入会)

第4条 会員になろうとする者は、別に定める加入申込書に必要事項を記載し、合わせて加入申込書内の誓約事項に同意の上、コンソーシアム会長宛に提出する。事務局にて加入申込書受領後、運営委員会で審査の後、承認を得て会員になることができる。

2 会員代表者、窓口担当者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届をコンソーシアム会長宛に提出する。

3 会員が所属する法人、企業、団体等の名称が変更になった場合は、速やかに別に定める変更届をコンソーシアム会長宛に提出する。

(入会の審査)

第5条 運営委員会は、会員になろうとするものから加入申込があった場合、以下の基準に従って審査し、当該申込者の入会の可否を決定する。

- 2 コンソーシアムの目的及び活動に賛同する法人、企業、団体または個人がその活動に寄与すると認められた場合。
- 3 申込者の所属または申込者自身が反社会的勢力に該当しないこと、もしくは反社会的勢力とつながりがないこと。
- 4 申込者の所属または申込者自身が輸出管理リスト規制／キャッチオール規制のグループDの各国に該当しないこと。もしくはそれらの国とつながりがないこと。
- 5 申込者自身が公序良俗に反する活動をしていないこと。
- 6 前2-5項を満たしていない場合入会を認めない。前2-5項を満たしている場合でも世界情勢または当該法人、企業、団体が置かれている状況を鑑み、運営委員会の判断で入会を否決することができる。

第3章 会費

(会費)

第6条 コンソーシアムは、原則として会費を徴収しないものとする。

第4章 会員の権利義務

(会員の権利)

第7条 会員は、他の規程に定める他、次のような権利を有する。

- (i) ワーキンググループに所属し、当該ワーキンググループの活動に参加することができる。
 - (ii) ワーキンググループに所属し、意見を述べ、議決に参加することができる。
 - (iii) ワーキンググループは複数所属できる。ワーキンググループの所属は時期に制限を設けない(途中から所属を希望する場合は、当該ワーキンググループの主査に申請する)。
 - (iv) 所属ワーキンググループから脱退できる。ワーキンググループの脱退は時期に制限を設けない(脱退する場合は、当該ワーキンググループの主査に申請する)。
 - (v) 総会に参加し、意見を述べ、議決に参加することができる。総会において法人会員は、法人単位で1票の議決権を有し、個人会員は各々1票の議決権を有する。
 - (vi) 会員が運営委員に選出された場合、運営委員会に参加し、意見を述べ、1票の議決権を有する。
 - (vii) コンソーシアムに加入し、活動状況等に関する情報を受け取り、「文書管理規程」に従って使用することができる。
 - (viii) コンソーシアム活動状況の情報は、ホームページを通じて受け取ることができる。または文書格納先から文書を閲覧することができる。
- 2 前項各号の権利は、譲渡することができない。
- 3 1項各号及び2項の権利は、会員が退会または除名により会員たる地位を喪失した場合には消滅する。

(関係会社への情報開示)

第 8 条 会員は、コンソーシアムの目的に必要な範囲内で、コンソーシアムの活動状況の情報及びコンソーシアムの活動で知り得た情報を、自らの関係会社へ開示できる。

2 当該会員は、当該関係会社への情報開示にあたり、予め運営委員会から開示先ごとに承諾を得る。

3 当該会員は、当該関係会社に対し「文書管理規程」に定めるものと同等の義務を課す。

(会員の義務)

第 9 条 会員は、第 7 条に定める会員の権利を誠実に行使し、コンソーシアムの目的を達成するためにコンソーシアムの運営に協力する義務を負う。

2 会員は、運営委員会及びワーキンググループ、その他のコンソーシアムにおける活動に際し、公正且つ自由な市場競争を制限または阻害するおそれのある行為をしてはならない。

3 会員は、公序良俗に反する活動をしてはならない。

4 会員は、何らかのワーキンググループに所属し、コンソーシアムの目的を達成する活動に貢献する。具体的には主査から与えられた作業を実施する。

5 会員は、コンソーシアム外の第三者に「文書管理規程」に定める秘密文書を開示してはならない。秘密文書に関する取り扱いは当該規程に定める。

6 会員は、入会時に同意した加入申込書内の誓約事項を遵守する。

第 5 章 資格の喪失

(退会)

第 10 条 会員は、会員の意思により任意にコンソーシアムを退会することができる。退会に際しては、1ヶ月前までに別に定める退会申込書をコンソーシム会長宛に提出する。

2 前項の場合のほか、会員は次に掲げる事由により退会する。

(i) 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき

(ii) 会員である法人、企業、団体が解散したとき

(iii) 除名されたとき

(除名)

第 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、運営委員会の決議により除名することができる。

(i) コンソーシアムの名誉を傷つけ、またはコンソーシアムの目的に違反する行為があったとき

(ii) 会員としての義務に違反したとき

(iii) ワーキンググループ等への参加が一切なく、実質的な活動を行っていないとき。具体的にはワーキンググループの参加を 12 回連続で欠席した場合、実質的な活動を行っていないとみなす

(iv) 当該会員及び会員の所属が第 5 条に定める基準を満たさなくなったとき

(v) 会員の所属している法人、企業、団体が解散したとき

2 前項に規定する運営委員会の決議の前に該当会員に弁明の機会を与える。

第6章 管理

(会員名簿)

第12条 コンソーシアムは、会員の氏名、所属、所属先住所、メールアドレス、メーリングリスト、責任者を記載した名簿を作成する。

- 2 名簿の管理については、事務局がこれを行う。
- 3 名簿に記載された会員の個人情報は、用途の範囲を超えて利用せず、適切に管理する。

第7章 附則

(施行)

第13条 本規程は、コンソーシアムの設立日である2023年9月21日より施行する。

(改廃)

第14条 本規程の改廃は、運営委員会の決議による。